

ブ等の関係団体の連携や、教育、医療、介護、福祉等スポーツに関係する行政の各部署同士の連携を図る必要がある。

- ・ 地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用を図る必要がある。
- ・ 総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており⁶⁷、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図る。
- ✓ 総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。
- ✓ 地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自のニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。

[具体的施策]

ア 国、地方公共団体、スポーツ団体等は、各組織内でスポーツに関する施策立案に携わる人材の育成、地域のスポーツ環境整備の核となるコーディネーター人材や組織の育成、地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用等を通じ、障害者スポーツを含め、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携体制を構築できるよう支援するとともに、地方公共団体内部におけるスポーツに関係する部局の連携を促進する。

イ 国、地方公共団体等は、専門性を有する運動・スポーツ指導者を有するスポーツ施設と、医師・保健師等を有する医療・介護施設の連携を促進するため、安心・安全かつ健康に対する効果が得られるスポーツの場・プログラム・指導者に係る情報の一元化・周知について支援する。

ウ 国、J S P O及び地方公共団体は、中間支援組織⁶⁸が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ 国及びJ S P Oは、総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

オ J S P Oは、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多種目型のスポーツ

⁶⁷ 令和2年7月現在では、自己財源率が50%以上のクラブが68.0%にとどまっている。また、PDCAサイクルが定着しているクラブは32.5%、地域課題解決のための方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

⁶⁸ 総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会を指す。

少年団の増加を図る。また、スポーツ少年団を新たなジュニア・ユーススポーツ統括組織として体制を強化すること等により、スポーツの楽しさを基盤としたスポーツ機会の多様化を図ることを通じ、スポーツ少年団の団員数を拡大させる。

カ J S P Oは、地域スポーツクラブ（仮称）の枠組み⁶⁹の下に総合型クラブとスポーツ少年団を位置づけるとともに、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、地域で活動するその他のスポーツ団体を含めた地域スポーツ団体の活動充実を図り、地域のスポーツ環境整備を支援する。

キ 国は、地方公共団体等と連携し、学校体育施設の活用を促進するとともに、利用者とスポーツ施設のマッチング体制や予約システムの整備・利便性の向上を図る。

③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

a. 人材育成及び活用に関する方針・計画の策定

[現状]

- ・ スポーツ競技・団体ごとに、必要とされる人材の種類、その規模、育成・確保の進捗等は大きく異なり、その方針は各NFの策定する計画等に一部記載されている。
- ・ このうち、団体の組織運営に関する人材については、ガバナンスコードにおいて各NFは採用及び育成に関する計画を策定し公表しなければならないこととしている。

[今後の施策目標]

- ✓ 各スポーツ団体等において人材育成及び活用に関する方針・計画を自ら定め、実行していくことを推進する。

[具体的施策]

ア 国は、ガバナンスコードにおいて、各NFに対して組織運営に関する人材の採用及び育成に関する計画の策定・公表を求めていることを踏まえ、ガバナンスコードに関する普及啓発等を通じて全てのNFが人材育成及び活用に関する計画を策定できるよう後押しする。

イ 国は、スポーツ競技・団体ごとに指導者の数等の状況を踏まえた人材育成及び活用に関する計画（競技団体横断的な計画を含む）策定が統括団体によるコンサルティング等によって着実に進捗するよう注視し、必要な支援を行う。

b. アスリートのキャリア形成

[現状]

⁶⁹ J S P Oにおいて、総合型クラブの登録・認証制度とスポーツ少年団の登録制度の統合を視野に入れた上、地域において、総合型クラブとスポーツ少年団が連携・協働する新たな枠組みのこと

- ・ スポーツ界、教育界、経済界等が連携した「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」の運営等、一定の取組が進展。
- ・ 公費による支援を受けた優秀なアスリートの能力は社会の財産であり、その能力が社会に還元されるよう、中央競技団体等は、競技力向上と並行して、アスリートのキャリア形成支援に取り組むことが求められている。
- ・ 一方で、こうしたアスリートのデュアルキャリア形成支援⁷⁰に積極的に取り組むNFはいまだ多勢とはなっておらず、現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者が不足している。
- ・ また、各スポーツ団体、企業、チーム等によるアスリートのキャリア形成支援についての取組の好事例がスポーツ界全体に幅広く浸透しておらず、アスリートが地域や職場での運動指導、スポーツの価値を伝える活動に関わる機会も不足している。

[今後の施策目標]

- ✓ **現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者の不足等の課題を踏まえ、新たな取組を含め、アスリートのキャリア形成支援を着実に促進する。**

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、NF等が実施する現役時のアスリートのデュアルキャリア形成支援が円滑に行われることを促す。
- イ 国は、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、スポーツ分野だけにとどまらず、スポーツ関連分野、さらには全くスポーツに関係しない新たな分野におけるアスリートの活躍事例を収集・調査分析し、現役アスリートや指導者等に対して、セミナー等を通じて広く情報提供を行い、多様な分野におけるアスリートのキャリア創出を促進する。
- ウ 国は、オリンピック・パラリンピアン等のアスリートが、現役時代の活躍の先にあるセカンドキャリアも見据えたキャリア形成を現役時から行い、引退時に現役時代に培った能力を社会に還元することができるよう、企業、地域団体、学校での運動指導やスポーツの価値・楽しさを伝える活動、教育活動等に関わる機会を、JOCが実施するアスリート派遣事業等を通して拡大する。

c. スポーツ指導者の育成

[現状]

- ・ 資格を保有しない指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。
- ・ 障がい者スポーツ指導員養成のための講習会等を通して、公認障がい者スポーツ指導者資格取得の促進を図ったが、更なる資格取得者の増加と活用が必要。

⁷⁰ 現役選手としてのキャリアと引退後のセカンドキャリアという2つのキャリアを含む人生設計全体を、アスリートが主体的に考え、現役時から2つのキャリアを形成することができるよう支援するもの。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援する。
- ✓ スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切指導等の根絶を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、J S P O、J P S A、J O C、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、J S P Oが実施する公認スポーツ指導者制度及びJ P S Aが実施する公認障がい者スポーツ指導者制度並びにJ O Cナショナルコーチアカデミー事業⁷¹の理念の理解増進や連携等を進めるとともに、質の高い指導者の養成を支援する。
- イ J S P Oは、国の支援を受けつつ、N F等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、その他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障害の有無にかかわらず全ての人がスポーツを実施できる環境整備を進めるとともに、年齢、障害の有無にかかわらず指導できる多様なニーズに対応した質の高い指導者の養成を図る。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、スポーツ分野におけるあらゆる暴力等の根絶に向けて、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。
- オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導者資格を取得した指導者が十分に活用される環境の整備を行う。J P S Aは、障害者スポーツの理解・普及の促進のための新しい資格の創設に向けた検討を行う。
- カ 国は、N F等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施するとともに、J S P O等と連携し、女性の健康課題等に関する指導者への理解促進や女性のスポーツ実施に係る指導に精通した指導者養成支援等に取り組む。

d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等

[現状]

- ・ メガスポーツイベントの開催など、ボランティアとして参加する機会の拡大等により、スポーツボランティアへの関心は高まりつつある。
- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないN Fがある。また、ナショナルコーチの育成・配置も更なる充実が必要である。(再掲)

⁷¹ 各競技種目のトップコーチ等を対象とした演習・講義等により、「コーチング」「マネジメント」「コミュニケーション」等のカリキュラムやケースメソッドを通して経験や知見を交換し合える環境を作ることで、オリンピックを始めとする大規模国際競技大会に派遣するコーチ・スタッフの更なる資質向上を図る事業。

- ・ 東京大会後のレガシーとして育成したドーピング検査員の活躍の推進が必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。
- ✓ (公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)等と連携し、東京大会を通じて獲得した知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質能力向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築する。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、JSPPOと(公財)笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークのスポーツボランティア活動の推進に関する連携協定⁷²のような取組を促進することにより、スポーツに関わる多様な人材の拡充を支援する。

イ 国は、国内外で開催される国際競技大会への我が国のドーピング検査員の派遣を支援するとともに、最新の国際的なルールに対応できるよう、引き続きドーピング検査員への定期的な研修を実施する。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等のメディカル・コンディショニング⁷³面で支える専門スタッフの養成やその活用を拡大する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(2)「②デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出」オ(P.38)、(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」ウ・ケ(P.39～40)

e. スポーツ推進委員の有効活用

[現状]

- ・ 地方公共団体と住民との間で、連絡調整を遂行しているスポーツ推進委員が少ない⁷⁴。また、スポーツ推進委員の認知度が低く、成り手が不足している⁷⁵。

[今後の施策目標]

⁷² スポーツボランティア活動に参加する人と場の拡充を図り、スポーツボランティア文化の醸成を目指すことを目的として、令和元年12月にJSPPO、笹川スポーツ財団、日本スポーツボランティアネットワークの三者間で締結された協定。

⁷³ スポーツ現場における健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の応急措置、リハビリテーション及び体力トレーニング等に関連する分野。

⁷⁴ スポーツ推進委員の活動のうち、「地域スポーツ活動全般にわたる連絡調整(コーディネーター)」の割合は48.8%にとどまっている。

⁷⁵ スポーツ推進委員の「地域住民への認知度が低い」が63.8%と高く、認知度が低いゆえに「引き受けてくれる人がいない(成り手不足)」が71.0%となっている。

- ✓ スポーツ推進委員と地方公共団体等との連携体制を強化・構築して、連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出すとともに、スポーツ推進委員の質の向上を目指す。
- ✓ 広報活動を実施しつつ、各地域においてどのような人材が必要かを見定め、その地域におけるスポーツ推進委員として適切な人材のリクルートを実施する。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員と地方公共団体のスポーツ部局や総合型クラブ等のスポーツ団体、都道府県や市町村の体育・スポーツ協会等の関連団体との、合同の連絡会議設立を促し、会議の場で研修、意見交換等を実施し、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制を構築できるよう支援する。
- イ 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員が参加する研修制度の充実や、行政担当者の研修への参加、スポーツ推進委員とスポーツ担当部署以外との連携等を通して、スポーツ推進委員の資質能力向上を図ることができるよう、支援する。
- ウ 国は、地方公共団体と連携し、スポーツ推進委員の活動状況を把握するとともに積極的な広報活動を実施してスポーツ推進委員の活動の「見える化」を促進することで、スポーツ推進委員に対する認識・理解を促進し、地域にふさわしい成り手の確保を図る。

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

【政策目標】

スポーツを実施する者が、本人の希望しない理由等でスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないように、スポーツを実施する者の心身の安全・安心を確保する。

① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

[現状]

- ・ 各スポーツ団体で暴力・虐待等の根絶に向けた取組が行われているが、その内容において団体ごとの差が大きい。
- ・ 無資格の指導者によって不適切な指導が行われたときに処分ができない等、十分な対応ができなくなる場合がある。
- ・ 資格を保有せずスポーツ指導を行う指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切指導等の根絶を図る。(再掲)

[具体的施策]

ア 国及びJ S P Oは、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保」「c. スポーツ指導者の育成」エ(P.64)

② アスリートに対する^{ひぼう}誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止

[現状]

- ・ アスリートに対する SNS 等での^{ひぼう}誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、スポーツ界全体として問題となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進める。

[具体的施策]

※本項にも位置付けられる既出施策：(8)「② スポーツを通じた女性の活躍促進」ウ(P.57)

③ スポーツ事故・スポーツ障害の防止

[現状]

- ・ 体育活動中の死亡事故を含む重大事故は、減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況にある。
- ・ 学校における熱中症の発生状況としては、中学校・高等学校での発生割合が85%を超えており、その70%以上が運動部活動中での発生となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様な国民一人一人が安心・安全に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備する。

[具体的施策]

ア 国は、競技団体、地域スポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みを整備し、定期的に普及啓発を行う。

イ 国は、J S C及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育

活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実する。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、今後の気候変動の状況や競技の特性を踏まえ、スポーツ大会の開催時期等の見直しを図る。

(12) スポーツ・インテグリティの確保

【政策目標】

我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことで、国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるような取組を進める。

① スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底

[現状]

- ・ ガバナンスコードに基づき、統括団体がNFに対して行う適合性審査が令和2年度から開始された。
- ・ スポーツ団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識は一定程度醸成されたものの団体間で意識に差があり、特に適合性審査の仕組みがない一般団体の意識づけが弱い。
- ・ 令和6年度に全NFに対する初回の適合性審査が完了する計画となっているが、随時、適合性審査の在り方を含め、審査の実施において浮き彫りとなった課題に対する対応を検討する必要がある。
- ・ その際、諸外国の中央競技団体のガバナンスコードの遵守状況や取組等の知見を国やJSCが蓄積しておく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織経営の透明化を図る。

[具体的施策]

ア 国は、初回のガバナンスコードの適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、ガバナンスコードの改訂や適合性審査の運用の在り方の再検討を含め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行う。

イ 国は、一般スポーツ団体⁷⁶に対するガバナンスコードの普及に努めつつ、JSCスポーツガバナンスウェブサイト等にガバナンスコードに基づいた自己点検結果を自主的に公表することとなっている制度運用の在り方等について必要な見直しを行う。

⁷⁶ NFに該当しないスポーツ団体。

ウ 国は、暴力等の根絶に向けて、団体と連携し、暴力等事案の発生防止のための相談窓口の設置拡大を含めた普及・啓発活動を行う。

※本項にも位置付けられる既出施策：(11)「① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶」ア(P.67)

② 紛争解決制度の整備

[現状]

- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項⁷⁷の採択について、JPSAや都道府県スポーツ・体育協会における採択率が伸び悩んでいる。
- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項に関する周知・啓発が十分でないことや、そもそも団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が低いこと等が原因として考えられる。
- ・ スポーツ仲裁・調停制度に関するスポーツ団体やアスリート等の理解が進んでおらず、十分な制度の活用がなされていない。

[今後の施策目標]

✓ **スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、紛争解決制度の整備を行う。**

[具体的施策]

ア 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進等を推進し、NFに加えより多くのスポーツ団体がスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択すること等で適切な紛争解決制度が構築され、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決が促進されることを目指す。

イ JSAAは、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決促進のため、国の支援も受けつつ、スポーツ仲裁・調停制度の見直し等を行い、財務基盤や人的資源を含めた体制の整備を図る。

③ ドーピング防止活動の推進

a. 検査体制等の整備

[現状]

- ・ 国際基準に基づく国内の検査分析体制を適切に整備し、ラグビーワールドカップや東京大会等をクリーンな大会として実現し、スポーツの公平性・公正性を確保した。その

⁷⁷ スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、(公財)日本スポーツ仲裁機構(JSAA)によるスポーツ仲裁を活用することを定めるもの。

一環として（一社）日本スポーツフェアネス推進機構が設立された。

- ・ ドーピング防止活動推進法の成立（平成 30 年 10 月）を踏まえ、東京大会に向けドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピング防止規則違反を特定するためのドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築した。
- ・ 東京大会等に向けて育成したドーピング検査員や、構築した国内外の人的・組織的ネットワーク等を東京大会のレガシーとして、国内外の活動において有効活用していくことが必要。
- ・ 分析の質的向上を目指す国際的な潮流を踏まえ、ドーピング検査における血液検査を適切に実施するなど、引き続き、フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツにおける公平性・公正性を確保していくことが必要。
- ・ 東京大会の成果や知見を踏まえ、血液ドーピングや遺伝子ドーピング⁷⁸等の巧妙で高度化するドーピングに対応した情報共有体制や分析体制を継続的に検討していくことが必要。

[今後の施策目標]

- ✓ **東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築し、スポーツにおける公平性・公正性を確保する。**

[具体的施策]

ア 国は、JADA等と連携し、国際検査機関（ITA）が実施する国際的な検査員の育成プログラム等にJADAの職員等を派遣するなど、引き続き国内の持続可能で適切な検査分析体制を整備する。

イ 国は、JSC、JADA等と連携し、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の高度化するドーピングについて問題意識を関係者に共有しつつ、適切なドーピング防止体制を検討していく。

ウ 国は、JSC、JADA等と連携し、2021年に発効した「結果管理に関する国際基準⁷⁹」を遵守した結果管理体制の構築を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.65)

b. 国際的なドーピング防止活動

[現状]

- ・ 我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低い。世界ドーピング

⁷⁸ 遺伝子治療の技術を転用して競技能力を高めるために遺伝子編集等を行うこと。

⁷⁹ WADAが令和3年1月に発効した、ドーピング防止規則違反の事案が発生した際の対処手続き等に関する国際基準。

防止機構（WADA）の規程等を遵守するため、WADAの監査等にも対応して必要な改善を行いつつドーピング防止活動を着実に実施している。

- ・ 我が国はWADA創設以来の常任理事国として国際的なドーピング防止活動の意思決定等に人的な貢献を果たし、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮している。
- ・ WADAやUNESCOにおける国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に、JSC、JADA等と緊密に連携し積極的に参画することは重要。また、ITA等の関係機関と連携を深め、国際的なドーピング防止活動に貢献する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ WADAへの参画による国際的なドーピング防止活動に貢献する。
- ✓ 東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員について、アジア競技大会（2022年中国）、世界水泳選手権（2023年日本）、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会における活躍を推進するほか、SFT事業を通じて得られたネットワーク、知見、成果を活用し、諸外国のドーピング防止体制の整備を支援する。

[具体的施策]

ア 国、JSC及びJADAは、WADAやUNESCO等における国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に参加する。

イ 国は、WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.65)

c. 教育研修活動

[現状]

- ・ 令和3年1月に発効したWADAの「教育に関する国際基準」に沿った教育プログラムを実施する必要がある。また、教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにする必要がある。
- ・ スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師・歯科医師・薬剤師に対する情報提供を充実させる必要がある。
- ・ サプリメントに対する理解が不十分であることに起因するドーピング防止規則違反や居場所情報の提出不備が発生している。
- ・ 対象者に応じた教育プログラムや、大学生のアスリートに対するドーピング防止教育をより一層推進する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国内の関係機関と協力・連携を図り、国際基準を踏まえた Educator⁸⁰による教育の確立等、国内関係者のドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。

[具体的施策]

- ア 国は、JADA・JOC・JPC等の関係機関と連携し、幅広いアスリート等に教育を提供する Educator の養成を支援する。
- イ 国は、JADA等と連携し、アスリート、サポートスタッフや、医師・歯科医師・薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動を推進することにより、治療使用特例（TUE）不備等によるドーピング防止規則違反の発生を抑止する。
- ウ 国は、JADA等と連携し、学校における「スポーツの価値を基盤とした教育」を含む指導を推進し、ドーピング防止の基盤となる学習機会の充実を図る。

d. 研究活動

[現状]

- ・ ドーピング防止に貢献する新たな研究ニーズに対応した研究開発を計画的に実施し、成果創出できるように支援する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ ドーピングの防止に関する最先端研究を推進し、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を計画的に推進する。

⁸⁰ WADA が示す教育に関する国際基準や「スポーツの価値を基盤とした教育」等の内容に堪能であり、教育を提供するための研修を受けた者であって、署名当事者である JADA により認定された者をいう。

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

1 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進

(数値目標を含めた成果指標の考え方)

第2期計画では、第1期スポーツ基本計画（以下「第1期計画」という。）の数値目標等をベースに、達成状況の検証が事後に適切に行えるよう、具体的施策の実施主体と取組内容を明示しつつ、できる限り成果指標を設定することとし、特に数値を用いた成果指標は、第1期計画の8から20に増加させることとした。

こうした成果指標を増やして設定することによって、当該施策の目的をどの程度実現できたかどうかを、客観的な数値の達成状況と照らし合わせることで評価しやすくなったという効果が生まれてきている。

しかしながら、現行の指標は、当該施策の達成状況を個々に評価するにとどまっているものも多く、様々な施策群が相互に関係し合いながら、スポーツの推進における中長期的な基本方針を進める上でどのような効果を挙げているのか、といった総合的な評価を行っていく際には、なお工夫の余地があると考ええる。

加えて、当該指標の位置付けについて、我が国のスポーツを推進するための個別具体の事業活動やそれらに要する経費として投入された予算等を踏まえながら、実際の活動を通じて達成された実績を評価するアウトプット指標と、それらの活動実績を通じて達成された成果を示すアウトカム指標との仕分を更に精査していく必要があると考ええる。

(スポーツ行政分野におけるEBPMの推進)

こうした課題を改善していくため、現在政府全体で進められているEBPM (Evidence-based Policymaking/エビデンスに基づく政策立案) に、スポーツ行政分野においても取り組んでいく必要がある。具体的には、

- (1) 政策目的を明確化させ、
- (2) その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何か

など、当該政策の^よって立つ論理を明確にし、これに即してデータ等のエビデンス(根拠、証拠)を可能な限り収集し、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組・限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開することを目指すべきである⁸¹。

⁸¹ 「EBPM推進に係るこれまでの取組等」(令和2年10月27日、経済財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザーボード 内閣官房行政改革推進本部事務局 配布資料)

(第3期計画におけるロジックモデルの構築)

このため、第3期計画においては、第2章1. で示したような方向性が真に実効性がある形で遂行されるよう担保することを目指し、数値を含む成果指標とスポーツの推進等のために実施していくべき各種施策との関係性を整理し、その精緻化を図るべく、ロジックモデルを構築することが重要である。なお、その具体的な構築に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）などの方針に従い、政府の関係会議やEBPM担当部局と緊密に連携・調整しながら具体化することとする。

(第3期計画における評価の実施)

また、当該ロジックモデルに基づき、第3期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォローアップすることに加え、第3期計画の前半期の取組状況を評価・公表し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、第3期計画の後半期に向けて示すことで、第3期計画の実効性をより強固に担保する必要がある。さらに、第4期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用していくべきである。

こうしたスポーツ政策のロジックモデル等の整理・分析に加え、各政策目標を達成するための各施策について、その効果がどのような成果を挙げているのか、効果の測定を行う他、実施事業の検証を行い、事業改善を図るといった、科学的知見を踏まえた政策立案を進めることも重要である。

このように、第3期計画において、その取組や施策の実効性を高めるために、EBPMを積極的に進めていくことも必要である。なお、こうしたEBPMの推進に当たっては、研究機関や大学等と緊密な連携による、スポーツに関する研究の推進やデータの収集等の取組、これに向けた体制の確立が求められる。

また、スポーツに係る取組・施策の実効性を高める観点からは、地方公共団体やスポーツ団体等においても、各主体において位置づけた目標・方向性の達成状況を、そのために実施することとした施策・取組の進捗状況や効果の測定等を踏まえて自主的な評価を重ね、施策・取組の改善等に活用していくことが望ましい。

2. 第3期計画の広報活動の推進

人々が、様々な楽しみや喜びを感じながら、自ら進んでスポーツに取り組んだり、スポーツを通じて様々な課題の解決等を図ったりしていくことができる社会を目指すためにも、第3期計画で示した基本的な考え方や具体的な内容が一部の関係者間で共有されるだけでなく、国民を始めとする社会全体に対して、その趣旨や内容等を分かりやすい形にして、広

く伝えていく広報活動を積極的かつ継続的に推進することが不可欠である。こうした広報活動を通じて、多くの人々がスポーツの価値や効用等を理解して、自ら興味・関心を持ってスポーツに関する情報を収集したり、実際にスポーツに親しんだりすることにつながっていく。そして、今度はその実践例等が広く広報活動を通じて展開され、スポーツ活動の支え手となっている地域のネットワーク等へと広がり、新たな実践につながっていく。そのような広報活動を推進する必要がある。

そのため、広報すべき内容に応じて、情報発信のタイミングや、対象となる国民層、国民のニーズや社会の動向等を意識した広報ツール（SNS、動画配信サービス等）を適宜活用していくとともに、広報の対象となる層に応じて、第3期計画の中で理解してもらいたい考え方や、関心が高いと思われる施策等を取り出して、分野別に情報提供をするなど工夫することが求められる。また、スポーツを、多くの人々に親しみを持って受け止めてもらえるよう、トップアスリートやスポーツ団体などのスポーツ界の関係者はもとより、地方公共団体や企業等の様々な主体の協力も得ながら取り組んでいくことも重要である。

さらに、単に情報を発信するだけでなく、広報した内容が、国民や社会全体でどのように受け止められたのか、規模感や具体的な反応等にも留意しながら、具体的な活動内容を不断に検証していくことを通じ、今後の広報活動の改善・充実につなげることを目指すべきである。

3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用

基本法第8条は、「政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定している。

スポーツ関連予算については、東京大会等の大規模国際競技大会の開催でのスポーツへの関心や熱意の高まりが一過性のものに終わらないよう、引き続き安定的なスポーツ関係の予算の確保を図っていく必要がある。また、その前提として、予算の効率的・効果的な活用に努めるとともに、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底することも重要である。

また、スポーツ振興投票制度については、令和2年12月にスポーツ振興投票の実施等に関する法律が改正された⁸²ことを踏まえ、JSCにおいて令和4年度の販売開始に向けて検討をしている新商品等による売上げの向上や、業務運営の更なる適正化や広報活動の展

⁸² 主な改正内容は、以下の通り。

(1)スポーツ振興投票の収益の使途の拡大を図り、スポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備（プレイヤーズファーストの徹底）、地域におけるスポーツ活動、医療従事者等の派遣、スポーツ団体の運営基盤の強化、感染症等が発生した場合における選手の支援事業等に収益を充てられることを定める。

(2)(1)の収益の使途の拡大に対応できるよう、スポーツ振興投票の売上向上を図る観点から、①バスケットボールの対象競技への追加、②単一の試合の結果・スコアを予想する新商品（単一試合投票）及びリーグ戦やトーナメント戦の順位を予想する新商品（順位予想投票）の導入に、投票対象を広げる。

開による収益の拡大に努め、スポーツの推進のための貴重な財源として有効に活用する。

加えて、スポーツに対する寄附や投資の一層の活性化を図るとともに、クラウドファンディングやスポーツデータの活用による新たなビジネスモデルの展開等、スポーツの推進に要する財源に関して様々な議論があることも踏まえつつ、引き続き多様な財源の在り方について検討することが重要である。

こうした取組を通じてスポーツを推進することが、人々の健康を増進したり、地域の活性化や課題解決に寄与したりすることとなり、人々の生活や心を豊かにできることを明らかにして、国民からの期待や支持を受けて更なる財源の確保につながる好循環を作り出すという「スポーツを通じた人への投資」を充実させていく視点を持つことも重要である。

4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援

第2期計画でも示したように、基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、飽くまでも「スポーツの主役は国民」であり、また、国民にその機会を提供する地方公共団体やスポーツ団体、民間事業者等が主役である。国としては、各主体が「主役」としてスポーツに参画し、そして最大限その価値を体感できるよう、様々な取組・施策を図っていく必要がある。

(スポーツの「主役」としての国民)

国民一人一人が、それぞれのライフステージ等に応じて適切なスポーツの実施方法を見いだせるような機会の提供や実施方法の広報が必要となる。また、その担い手となるスポーツ団体や地域の活動等に参加・貢献するなど、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず多様な方々が参画し、国民全員でスポーツをする環境を育むようなムーブメントを啓発することが必要である。

加えて、その前提として、スポーツを実施する者の心身の健康や安全を脅かすなど、スポーツそのものの価値を毀損したり、制限したり、おろそかにするような指導方法や実施環境等は一切否定すべきであり、そのような事態を生じさせないような対応を取っていくことが不可欠である。

また、特にアスリートについては、競技する上で自らの心身の健康状態を意識的に管理できる知識、自らのアスリートキャリアに係る考え等をより一層深めるとともに、高い倫理観を持つことが重要である。また、スポーツ活動を通じて得た知見をスポーツ活動に携わる次の世代や地域社会につなげていくことが望まれており、その契機となるプログラムや機会の提供を図ることが必要である。

（「スポーツ団体」「民間事業者」等に期待される役割）

スポーツ団体や民間事業者等については、アスリートを含むスポーツを実施する者やスポーツに対する意欲はあるものの実施できていない層のニーズを受け止め、オンライン、AI、VR・AR等の最先端の技術等を活用して新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」機会を創出し提供できるよう、国は、その取組を支援することが必要である。また、国は、民間事業者の活動の現状や課題等を整理することが必要である。

さらに、国民にスポーツの活動機会を提供する担い手としての役割を十分に果たせるよう、スポーツ団体は、ガバナンス・経営力の強化に向けた取組を図ることが必要である。⁸³

特に、NFは、ガバナンスコード（NF向け）に示されているように、国内において特定のスポーツを統括して広範な役割を担い、そのスポーツに関わる人々のよりどころとなる団体である。その役割は「競技力の向上」にとどまらず、当該スポーツに親しむ人々を一人でも多く増やしていくための「普及啓発」に広く取り組むことも期待されている。(1) トップレベルの選手や指導者以外にも、対象スポーツに「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で関わる全国の愛好者、都道府県協会や都道府県連盟といった地方組織、スポンサー、メディア、地域社会など多くのステークホルダー（利害関係者）が存在する、(2) 唯一の国内統括組織として、対象スポーツの普及・振興、代表選手の選考、選手強化予算の配分、各種大会の主催、審判員等の資格制度や競技者・団体登録制度の運用等の業務を独占的に行っているという、大きく2つの総括的な特徴を有することを鑑み、各種の公的支援の対象ともなっている。そのため、その業務運営が大きな社会的影響力を有するとともに国民・社会に対しても適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体として、NFは特に高いレベルのガバナンスの確保が求められていることを自覚しなければならない。

他方、一般スポーツ団体も、地域においてスポーツの普及・振興等の重要な担い手となっており、スポーツの果たす公共的役割の重要性も鑑みつつ、自らの主体的な努力により適切な組織運営を図っていくことが求められる。

（「地方公共団体」に期待される役割）

地方公共団体は、国民に対してスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じて様々な社会の活性化や課題解決を図る観点からも、スポーツ施策の展開に当たって、「場づくり」の担い手や様々な関係者が集まる地方公共団体は極めて重要な役割を果たすものと

⁸³ 基本法第5条第1項「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」、同条第2項「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」

考える。国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参酌してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待され、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施することができるよう、国としても必要な情報提供等を実施する必要がある。なお、地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい。その際には、各地域の実情等を踏まえつつ、性別、年齢、障害の有無など多様な背景・立場等を有する方々の声を広く取り入れるため、計画を検討するための会議の委員構成を配慮したり、ヒアリングの機会を設けたりするなどの工夫を行うことが望まれる。

また、スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組に関係部局・団体が一体となって取り組めるよう、国としても必要な支援や情報提供等を実施することも重要である。また、地方公共団体内においてもスポーツ部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組むことが望まれる。

なお、スポーツ政策の実施に当たり、都道府県の役割が重要であることはもちろんのこと、より住民に近い立場にある市区町村といった基礎自治体の役割は極めて大きいところである。また、こうした市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい。

以上のように、様々な主体と連携・協力することで、スポーツが持つ無限の可能性を發揮できるように取組を進める必要がある。

おわりに

以上をもって、令和4年度から5年間を対象とする第3期スポーツ基本計画を取りまとめることとするが、本計画の策定に向けた検討の過程では、今後生じることが想定される社会環境の変化や技術の進展等を踏まえて、引き続き議論を要する事項があるのではないかとの指摘があった。

例えば、デジタル化の波が急速に進展する中、ビッグデータや先進的なデジタル技術等を活用したスポーツビジネスの展開にあたっては、個人情報の保護やスポーツ・インテグリティの確保を前提としつつ、スポーツ界における新たな資金循環の在り方等を議論していく必要があるのではないか。

また、子供たちの生涯にわたるスポーツや運動への関わり方や考え方に大きな影響を与えている運動部活動については、地域の協力を得て、教師が抱えている過重な負担を軽減するとともに、「勝利至上主義」から脱却して、子供たちがスポーツの楽しさや喜びを享受できる機会を確保できる改革を目指すべきではないか。

さらに、スポーツにおける「多様性と調和」の確保に向けては、東京大会の基本コンセプトの一つとして、「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩」であると位置付けられていたことを踏まえ、国内外の動向等を的確に把握しながら、我が国のスポーツにおける一層の多様化を進めるべきではないか。

そして、人々の働き方やライフスタイル等の多様性の進展は、「する」「みる」「ささえる」という視点でスポーツに参画する機会の増加をもたらすことにもつながり、ニーズに応じたスポーツ活動の場や環境を提供することが可能となるのではないか。

こうした残された論点等について、その時々々の社会環境の変化等を踏まえて、どのような取組・施策をとるべきかについての検討を止めてはならない。

他方、「変わらないもの」があることを認識することも重要である。

第1部第1章で示したように、スポーツの本質は、人々が「楽しさ」や「喜び」を感じることである。時代を経ても変わることがない「スポーツ」の本質に必ず留意したうえで、取組・施策について検討し、また評価することが必要である。

「不易と流行」を意識した上で、第3期計画の期間中に新たに生じた課題については、不断に検証し、いかなる施策・取組がとりうるかを検討した上で実行に移していくことを通じて、その解決を目指すことが重要であり、引き続き、スポーツ基本法前文が示す「世界共通の人類の文化」としてスポーツが、我が国に定着し展開されるよう関係者が一丸となって取り組むことを期待する。

AF

：アジア競技連盟 (Asian Federation)。
(P.39、43、44)

HPSC

：ハイパフォーマンススポーツセンター。
東京都北区・西が丘にある国立スポーツ
科学センター (JISS) とナショナルトレ
ーニングセンター (NTC) の機能を一体
的に捉えた、JSC が運営する我が国の国
際競技力向上の中核拠点。(P.18、41、42、
43)

IF

：国際競技連盟 (International Federation)。
(P.7、39、43、44)

IOC

：国際オリンピック委員会 (International
Olympic Committee)。(P.15、20、44、
46)

ITA

：国際検査機関 (International Testing
Agency)。(P.70、71)

JADA

：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機
構 (Japan Anti-Doping Agency)。
(P.65、70～72)

JISS

：国立スポーツ科学センター (Japan
Institute of Sports Sciences)。我が国の

国際競技力向上に向け、スポーツ医科学
等の分野から支援を行う拠点。(P.18、29)

JOC

：公益財団法人日本オリンピック委員会
(Japanese Olympic Committee)。(P.7、
38、39、40、44、46、47、63、64、72)

JOC ナショナルコーチアカデミー事業

：各競技種目のトップコーチ等を対象とし
た演習・講義等により、「コーチング」「マ
ネジメント」「コミュニケーション」等の
カリキュラムやケースメソッドを通して
経験や知見を交換し合える環境を作るこ
とで、オリンピックを始めとする大規模
国際競技大会に派遣するコーチ・スタッ
フの更なる資質向上を図る事業。(P.64)

JPC

：公益財団法人日本パラスポーツ協会日本
パラリンピック委員会 (Japanese
Paralympic Committee)。(P.7、38、39、
40、44、47、72)

JPSA

：公益財団法人日本パラスポーツ協会
(Japanese Para Sports Association)。
(P.40、56、60、64、69)

JSAA

：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (The
Japan Sports Arbitration Agency)。(P.
69)

JSC

：独立行政法人日本スポーツ振興センター

(Japan Sport Council)。 (P.18、 37、 39
～44、 47、 54、 58、 67、 68、 70、 71、 75)

JSPO

： 公益財団法人日本スポーツ協会 (Japan Sport Association)。 (P.24、 33、 40、 41、
60～62、 64、 65、 67)

MINEPS

： ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際
会 議 (International Conference of
Ministers and Senior Officials
Responsible for Physical Education and
Sport)。 ユネスコ主催で、ユネスコ加盟
国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等
が集まり、スポーツにおける国際的重要
課題について議論し、実行志向型の提言
を発表する会議。 (P.4、 45)

NF

： 中央競技団体 (National Federations)。
(P.18、 38～46、 57、 60、 62～64、 68、
69、 77)

NTC

： 味の素ナショナルトレーニングセンター
(national training center)。我が国にお
けるトップレベル競技者の国際競技力の
総合的な向上を図るトレーニング施設。
(P.18、 42、 43)

PF

： 都道府県競技団体 (Prefectures
Federations)。 (P. 42、 43、 60)

SDG s

： 持続可能な開発目標 (Sustainable
Development Goals)。2001年に策定さ
れたミレニアム開発目標 (MDG s) の後
継として、2015年9月の国連サミットで
採択された「持続可能な開発のための
2030 アジェンダ」にて記載された 2016
年から 2030 年までの国際目標。持続可能
な世界を実現するための 17 のゴール・
169 のターゲットから構成され、地球上
の誰一人として取り残さない (leave no
one behind) ことが宣言されている。 (P.4、
15、 21、 45、 46)

SFT 事業

： Sport for Tomorrow 事業。東京大会に向
けて、スポーツ庁・外務省が中心に官民連
携して、世界のより良い未来のため、開発
途上国を始めとする世界のあらゆる世代
の人々に、スポーツの価値とオリ・パラ・
ムーブメントを広げていくことを目標に
した取組。 (P.7、 21、 45、 71)

SOIP

： スポーツオープンイノベーションプラッ
トフォーム (Sports Open Innovation
Platform)。スポーツ分野と他産業の融合
による新事業創出を目的とする。 (P.44)

Sport in Life

： スポーツが生涯を通じて人々の生活の一
部となることで、スポーツを通じた「楽し
さ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現な
ど、一人一人の人生や社会が豊かになる
という理念。 (P.4、 5)

Sport in Life コンソーシアム

: 地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等が連携してスポーツ振興に取り組んでいくために、関係団体で構成するプロジェクト。Sport in Life プロジェクトの一環として行われている。(P.29)

UNIVAS

: 一般社団法人大学スポーツ協会 (Japan Association for University Athletics and Sport)。(P.35、36)

WADA

: 世界ドーピング防止機構 (World Anti-Doping Agency)。(P.8、70～72)

カザン行動計画

: 2017 年に開催された第 6 回ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議 (MINEPS) にて採択された提言であり、「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開」、「持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化」、「スポーツの高潔性の保護」の三つのテーマに基づいている。(P.4、15)

協働コンサルテーション

: JSC、JOC 及び JPC により構成される協働チームと各 NF の強化責任者が、強化戦略プランの目標達成に向けた進捗状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。(P.39)

クラシファイア

: 国際競技大会等で、選手の障害度合いに応じてクラス分けを実施する人。(P.55)

ジャパン・ライジング・スタープロジェクト

: 関係団体と連携して、全国から次世代の有望なアスリートを発掘するプロジェクト。(P.40)

スポーツ・インテグリティ

: スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。(P.8、10、20、68、79)

「スポーツエールカンパニー」認定制度

: 従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。(P.34)

スポーツ施設のストック適正化ガイドライン

: 「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)等を踏まえ、公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定のための指針等として策定したもの。(P.59)

スポーツ推進委員

: 市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導その他スポーツに関する指導及

び助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等のコーディネーターとして、市町村教育委員会等が委嘱し、地域スポーツ推進の中核的な役割を担う者。(P.56、66)

スポーツ団体ガバナンスコード

：スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範。(P.8、57、62、68、77)

スポーツ仲裁自動応諾条項

：スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、JSAAによるスポーツ仲裁を活用することを定めるもの。(P.69)

総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)

：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多目的)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。(P.26、29～31、34、61、62、66)

大学スポーツアドミニストレーター(SA)

：大学において大学スポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する専門人材。(P.35、36)

地域スポーツコミッション

：地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、

商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織。(P.51、53、54、61)

中間支援組織

：総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を行う都道府県体育・スポーツ協会のこと。(P.61)

適合性審査

：統括団体が実施し、NFが4年ごとに受審する、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する審査。(P.8、68)

デュアルキャリア形成支援

：現役選手としてのキャリアと引退後のセカンドキャリアという2つのキャリアを含む人生設計全体を、アスリートが主体的に考え、現役時から2つのキャリアを形成することができるよう支援するもの。(P.63)

統括団体

：JSPO、JOC、JPSAの3団体の総称。(P.8、57、58、62、68)

日本版FTEM

：アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてJSCが開発したもの。(P.40)

ハイパフォーマンススポーツ

: 国際競技大会などでの活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動。(P.37、38、41、42)

ローザンヌ拠点

:2022年度よりI O Cを中心として多くの国際スポーツ団体の本部が置かれているスイス・ローザンヌにスポーツ界の動向や決定事項の情報を効果的に調査・収集等のため設置する拠点。(P.44)